

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第119号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年7月7日 02時20分ごろ
発生場所	愛媛県上島町豊島東岸 高井神島灯台から真方位355°4,000m付近 (概位 北緯34°13.87' 東経133°15.84')
事故等調査の経過	平成26年7月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第一甲陽丸、217トン
船舶番号、船舶所有者等	131443、江口海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 機関長、六級海技士（機関）、六級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船首部船底外板に亀裂を伴う凹損
事故等の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか1人が乗り組み、空船で、船首約0.4m、船尾約2.8mの喫水をもって、自動操舵で備後灘の推薦航路線の北側を西南西進していた。</p> <p>機関長は、平成26年7月7日01時00分ごろ昇橋し、船長と交替して単独の船橋当直につき、舵輪後方の椅子に腰を掛けて操船に当たり、01時50分ごろ、眠気を感じ、ウイングに出たものの、雨が降っていたので、すぐに船橋内に戻り、レーダー及びGPSプロッターで左舷方に備後灘航路第4号灯浮標を認めた後、再び椅子に腰を掛けて操船に当たっていたところ、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>本船は、同じ進路及び速力で航行し、02時20分ごろ、豊島東岸に乗り揚げた。</p> <p>船長は、乗り揚げた衝撃で目覚め、直ちに昇橋して船体等を点検し、船舶所有者等に事故の発生を連絡した。</p> <p>本船は、自力で離礁し、徳島県阿南市の造船所まで航行した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 東、風力 3</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約248cm（新居浜港）</p>
その他の事項	<p>本船は、レーダーを作動させていたが、接近警報を設定していなかった。</p> <p>本船は、船橋航海当直警報装置が作動していたが、本事故時、警報が鳴らなかった。</p> <p>本事故後、船橋航海当直警報装置を点検したが、故障はなかった。</p>

	<p>機関長は、船橋当直につく前に熟睡できなかった。</p> <p>機関長は、機関部の法定職員として乗り組んでおり、部門間兼務許可を得ることができないので、甲板部航海当直につくことができなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、豊島東方沖を自動操舵で西南西進中、単独の船橋当直についていた機関長が居眠りに陥ったことから、豊島東岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>機関長は、眠気を感じていたものの、椅子に腰を掛けて操船を続けたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>機関長は、機関部の法定職員として乗り組んでいたことから、甲板部航海当直を行ってはいなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、豊島東方沖を自動操舵で西南西進中、単独の船橋当直についていた機関長が居眠りに陥ったため、豊島東岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、レーダーの接近警報を設定しておくこと。 ・機関部の法定職員に、甲板部の航海当直をさせないこと。